

大口町告示第105号

大口町コミュニティ助成事業助成金交付要綱を次のように定める。

平成27年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口町コミュニティ事業補助金交付要綱

大口町コミュニティ助成事業補助金交付要綱（平成21年大口町告示第116号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域コミュニティ活動の推進を図ることを目的として交付する大口町コミュニティ事業補助金（以下「補助金」という。）に関して、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付対象となる事業は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する各種コミュニティ助成事業でセンターが認定した事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の実施主体となる団体等とする。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、センターが決定した額とする。

（交付申請）

第5条 補助金を受けようとする補助事業者は、コミュニティ事業補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、過去5年以内にこの要綱及び実施要綱による補助金を受けている場合は、申請することができない。

（審査）

第6条 町長は、実施要綱に定める要件のほか、次の各号の要件についても審査するものとする。

(1) 町内に事務所若しくは主たる活動場所を有し、現に活発に活動している団体

等であること。

(2) 会計面を含め運営等が適正に行われている団体等であること。

(3) 事業の必要性及び緊急性が高いものであること。

(交付決定及び不採択)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次に定めるところにより補助事業者に通知しなければならない。

(1) 補助金交付の決定 コミュニティ事業補助金交付決定通知書(様式第2)

(2) 補助金交付の不採択 コミュニティ事業補助金交付不採択通知書(様式第3)

(変更)

第8条 前条の規定により、事業の補助金交付決定を受けた補助事業者(以下「実施団体」という。)は、当該事業において変更が生じる場合は、その理由を付して町長にコミュニティ事業補助金変更届(様式第4)を提出しなければならない。ただし、その変更が軽微なものであると町長が認めたときはこの限りでない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた実施団体は、当該事業完了後速やかに、コミュニティ事業補助金実績報告書(様式第5。以下「実績報告書」という。)に実施要綱で必要とされる添付書類、その他必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の確定通知)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、補助金額を確定し、コミュニティ事業補助金確定通知書(様式第6)により、実施団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた実施団体は、速やかにコミュニティ事業補助金請求書(様式第7)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

第12条 町長は、補助金の交付目的を達成するため必要であると認めるときは、実施団体に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする実施団体は、コミュニティ事業補助金概算払請求書（様式第8）を町長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた実施団体は、収支精算後に残高が生じた場合、残金を全て町へ返還しなければならない。

（補助金の返還等）

第13条 町長は、実施団体が実施要綱及びこの要綱の規定に違反した場合、又は実績報告書の内容が申請書の内容と著しく異なった場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取り消し部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

（検査）

第14条 町長は、補助金の交付の適正を期するため、補助対象事業の検査を行うことができる。

（その他必要事項）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の大口町コミュニティ助成事業補助金交付要綱の規定により補助金を交付されたものについては、改正後の大口町コミュニティ事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定により補助金の交付を受けたものとみなし、新要綱第5条ただし書きの規定を適用する。

様式第1 (第5条関係)

年度コミュニティ事業補助金交付申請書

年 月 日

大口町長

様

住所

申請者

氏名

㊟

年度コミュニティ事業補助金交付を下記のとおり申請したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業実施団体

団体名		代表者	
所在地			
結成年月日	年 月 日	構成員数	人
連絡責任者	(電話 ー)		

- 3 申請額

事業費総額 (A)	団体充当額 (B)	申請額 (A-B)

- 4 必要とする理由
- 5 事業の実施計画

(1) 事業計画の内容

(2) 事業の実施予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

- 6 添付書類

事業計画書、収支予算書、見積書、その他必要書類

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



年度コミュニティ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金交付申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 交 付 決 定 額 金 円

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



年度コミュニティ事業補助金交付不採択通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金交付申請については、不採択になりましたので通知します。

記

補助対象事業名

様式第4（第8条関係）

年度コミュニティ事業補助金変更交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者

氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度コミュニティ事業補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更理由

2 変更する内容

3 添付書類（変更内容の分かる書類）

様式第5（第9条関係）

年度コミュニティ事業補助金実績報告書

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者

氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について
年 月 日に事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施状況

2 事業費支出状況

3 添付書類

収支決算書、領収書の写し、その他必要書類

様式第6（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

年度コミュニティ事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました事業について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

確定額 金 円

様式第7（第11条関係）

年度コミュニティ事業補助金請求書

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者

氏名

⑩

年 月 日付け 第 号で確定通知のありました補助金について、下記のとおり請求します。

記

1	確定額（A）	金	円
2	概算払受領済額（B）	金	円
3	請求額（C = A - B）	金	円

様式第8（第12条関係）

年度コミュニティ事業補助金概算払請求書

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者

氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました補助金
について、下記のとおり概算払を受けたいので請求をします。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 交付決定額 金 円
- 3 概算払請求額 金 円
- 4 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 支店 農協		
口座名義人			
預金種類	普通・当座 預金	口座番号	